

※申請期間を延長しました。

個人向け

相模原市新型コロナウイルス感染症緊急支援策

小規模事業者臨時給付金

目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支援するため、相模原市小規模事業者臨時給付金を支給します。

対象者

相模原市内で事業を行っている個人事業者（フリーランス含む）

（令和2年6月1日時点で、国の持続化給付金の交付対象となっている事業者を除きます。）

原則、令和2年3月から5月のいずれか1ヵ月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少している事業者が対象です。ほかにも要件がありますので、詳細については、裏面をご確認ください。

給付金額

1事業者あたり

10 万円

給付は1事業者あたり1回です。

申請期間

令和2年6月1日（月）～ **7月31日（金）**（消印有効）

申請期間を延長しました。

申請方法

郵送のみ

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所産業支援課 小規模事業者臨時給付金担当 宛

令和元年12月以前に創業した方

必要書類 ～

令和元年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合は、
、 も併せてご提出ください。

令和2年1月以降に創業した方

必要書類 、 ～

相模原市小規模事業者臨時給付金申請書

確定申告書第一表の写し（1枚）

収受日付印が押印又は、受付日時が印字されていること。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- 1【青色申告の場合】所得税青色申告決算書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- 2【白色申告の場合】平成31年1月～令和元年12月までの月ごとの収入金額が分かる帳簿の写し等
令和2年1月～5月までの月ごとの収入金額が分かる帳簿の写し等

受取口座の通帳の写し 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人がわかるページ
誓約書

本人確認書の写し（運転免許証や個人番号カード等）

開業届の写し

創業時から5月までの収入金額が分かる帳簿の写し等

生業として続けている事業であることを示す書類の写し（業務委託等の契約書等）

国民健康保険証の写し

申請書類

<問い合わせ先> 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル TEL：042-851-3193

産業支援課 小規模事業者臨時給付金班



< 給付対象者・要件 >

小規模事業者とは・・・

中小企業基本法に定める小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の事業者）【個人事業者及びフリーランスを含む】

共通事項

- (1) 確定申告（予定）の納税地が本市である小規模事業者で、市内に在住していること。
- (2) 主たる収入が事業収入である小規模事業者であること又は令和元年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている個人であること。
- (3) 令和2年5月15日までに創業し、申請日現在、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 市民税（令和2年1月31日までに到来した納期限のもの）の滞納がないこと。
- (5) 申請時に本給付金の交付を受けていないこと。（交付は1事業者あたり1回のみ。）
- (6) 令和2年6月1日時点で、国の持続化給付金の交付対象でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではないこと。
- (9) 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。また、代表者又は役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

令和元年12月以前に創業した小規模事業者

次の、のいずれかの条件を満たすこと。

令和元年5月までに創業した場合

令和2年3月から5月のいずれか1カ月の売上（事業収入）が、前年同月比で30%以上50%未満減少しており、かつ、令和2年1月から5月の売上（事業収入）が前年同月比で50%以上減少している月がないこと。

令和元年6月から12月までの間に創業した場合

令和2年3月から5月のいずれか1カ月の売上（事業収入）が、令和元年6月から令和2年5月までの間で連続する3カ月の売上（事業収入）の平均と比較して30%以上50%未満減少していること。

令和2年1月以降に創業した小規模事業者

次の から のいずれかの条件を満たすこと。

令和2年1月から3月までに創業した場合

令和2年3月から5月のいずれか1カ月の売上（事業収入）が、創業した月から5月までの間で連続する3カ月の売上（事業収入）の平均と比較して30%以上50%未満減少しており、かつ、創業月以降の売上（事業収入）が50%以上減少している月がないこと。令和2年4月又は5月の売上（事業収入）が創業月から3月までの売上（事業収入）の平均と比較して50%以上減少している月がないこと。

令和2年4月に創業した場合

令和2年4月又は5月のいずれか1カ月の売上（事業収入）が、令和2年4月及び5月の2カ月の売上（事業収入）の平均と比較して30%以上減少していること。

令和2年3月以降に創業した場合

令和2年3月、4月及び5月の月ごとの売上（事業収入）の平均が10万円未満であること（5月に創業した小規模事業者は、5月の売上（事業収入）が10万円未満）

下線部分については、令和2年7月1日に対象要件を一部変更した箇所です。